

総括表及び普通徴収切替理由書等の書き方について

1. 普通徴収切替理由書の提出について

従業員の個人住民税につきまして、「普通徴収切替理由書」のいずれかの要件を満たす場合、普通徴収とすることができます。
該当の場合には、必ず「普通徴収切替理由書」を提出し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を記入してください。

2. 総括表及び普通徴収切替理由書の記入のしかた

【総括表】

令和 年度(令和 年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

個人事業主の方は「屋号」に加えて、事業主の方の「氏名」も記入してください。

フリガナ	カブシキガイシャ ムムショウジ	9 事業種目	小売業
3 給与支払者の氏名又は名称	株式会社 ムム商事	10 給 受 給 受 員 員	30 人
4 所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	フリガナ タテヤマシホウジョウ	11 特別徴収対象者	9 人
5 同上の所在地(住所)	〒294-0045 館山市北条〇〇	12 普通徴収対象者(普F)	2 人
6 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 館山 太郎	13 普通徴収対象者(普A～普E)	5 人
7 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務 課 給与 係 氏名 館山 花子 電話 0470-〇〇-〇〇〇〇	14 報告人員の合計	16 人
8 関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ムム ムム 電話 0470-〇〇-〇〇〇〇	15 給与の支払方法及びその期日	21
		16 納入書の送付	必要・不要

「普通徴収対象者」は、「普F（退職者）」と「普A～普E（退職者以外）」の人数を分けて記入してください。

「総括表」と「普通徴収切替理由書」の普通徴収対象者の人数が一致しているか確認してください。

【普通徴収切替理由書】

普通徴収切替理由書

市区町村名	千葉県 館山市	指定番号	99999
事業者名	株式会社 ムム商事		

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	2 人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が93万円以下)	3 人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び休職者(育児休業中を含む)	2 人
合 計		7 人

普通徴収切替理由書の作成にあたっての留意事項

- ・ 普A：他市町村分を含むすべての従業員数のうち、下記「普B」～「普F」に該当する従業員数を除いた数が2名以下の場合は「普A」になります。1人または2人のいずれかの人数を記入してください。
- ・ 普B：2カ所以上の事業所に勤務している従業員のうち、他の事業所で特別徴収される場合は「普B」になります。(普Bを選択した場合でも、特別徴収になることがあります。)
- ・ 普C：毎月の給与支払額が少なく、住民税を天引きしきれない方は「普C」になります。また、租税条約による住民税の免除に関する届出をしている人なども「普C」になります。
- ・ 普D：給与が支給されない月があり、税額の天引きができない可能性のある方は「普D」になります。パートやアルバイトの方でも、毎月給与が出る場合は、「普D」には該当しません。
- ・ 普E：個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方は「普E」になります。
- ・ 普F：退職者又は5月末日までに退職予定の方、休職者(育児休業中や予定を含む)、死亡された方については「普F」になります。退職予定者については、退職予定日も記入してください。

※複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

《個人別明細書 抜粋》

給与支払報告書(個人別明細書)	支 払 住 所	種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
		給料・賞与	④内 千 円 円 千 円 円	千 円 円 千 円 円	千 円 千 円 円	
	控 除 対 象 配 偶 者	配 偶 者 特 別 控 除 の 額	特 定 千 円 円 千 円 円 千 円 円	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
			千 円 円 千 円 円 千 円 円 千 円 円			
		社会保険料等の金額	千 円 円 千 円 円 千 円 円	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
			千 円 円 千 円 円 千 円 円			
	(摘要)	普F 令和5年3月31日 退職予定				
	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		千 円 円 千 円 円 千 円 円 千 円 円				
	住宅借入金	居住開始年月	年 月 日	住宅借入金等	住宅借入金等	住宅借入金等

普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を必ず記入してください。

普通徴収切替理由書の作成例

例：受給者総人員が10人、うち館山市に6人、A市に4人提出する場合

【館山市の従業員 6人】

		1人
給与が少なく天引きできない	= 普 C	2人
給与の支払いが不定期	= 普 D	1人

この場合、普B～普Fに該当しない総従業員数が2人以下となるので、それぞれの「普A」欄に記入

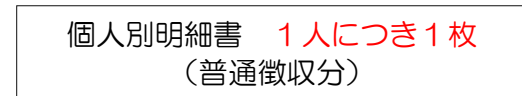
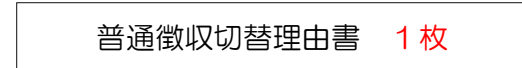
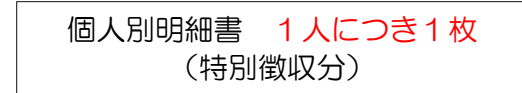
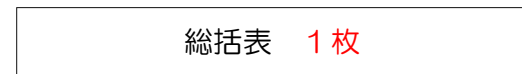
普通徵收切替理由書

市区町村名	A市	指定番号	〇〇〇〇〇
事業者名	株式会社 〇〇商事		

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が93万円以下)	2
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	1
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び休職者(育児休業中を含む)	
	合 計	4

3. 給与支払報告書の提出時のご案内

下記の順に並び替えてご提出ください。館山市では副本不要です。



4. e L T A Xや光ディスク等で給与支払報告書を提出する場合

e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由に該当する人のみ普通徴収欄にチェックを入れ、摘要欄に普通徴収切替理由書の該当する符号「普A～普F」を入力してください。

社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
普D															
生前保障料の金額の概算		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額				旧個人年金保険料の金額			
住宅借入金等特別控除額の計算の内訳		住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等特別控除額 (1回目)		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)			
		住宅借入金等特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等特別控除額 (2回目)					
控除対象配偶者				配偶者の合計所得				国民年金保険料等の金額				旧長期障害保険料の金額			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
氏名				氏名				氏名				氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
1 氏名				1 氏名				1 氏名				1 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
2 氏名				2 氏名				2 氏名				2 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
3 氏名				3 氏名				3 氏名				3 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
4 氏名				4 氏名				4 氏名				4 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
5 氏名				5 氏名				5 氏名				5 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
6 氏名				6 氏名				6 氏名				6 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
7 氏名				7 氏名				7 氏名				7 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
8 氏名				8 氏名				8 氏名				8 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
9 氏名				9 氏名				9 氏名				9 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
10 氏名				10 氏名				10 氏名				10 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
11 氏名				11 氏名				11 氏名				11 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
12 氏名				12 氏名				12 氏名				12 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
13 氏名				13 氏名				13 氏名				13 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
14 氏名				14 氏名				14 氏名				14 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
15 氏名				15 氏名				15 氏名				15 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
16 氏名				16 氏名				16 氏名				16 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
17 氏名				17 氏名				17 氏名				17 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
18 氏名				18 氏名				18 氏名				18 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
19 氏名				19 氏名				19 氏名				19 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号				個人番号			
(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)				(フリガナ)			
20 氏名				20 氏名				20 氏名				20 氏名			
個人番号				個人番号				個人番号</							